

愛媛県行政書士会松山支部外国人支援実施要領

(目的)

- 第1条 愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）は、支部が管轄する区域にある国際交流に携わる公的な機関（以下「国際交流機関」という。）と連携して外国人の法的手続並びに生活上の相談及び助言を行うことにより、外国人の生活を支援し、もって国際交流の進展に寄与することを目的とする。
- 2 この要領は、外国人の支援に関して必要な事項を定める。

(無料相談の実施)

- 第2条 支部は、国際交流機関において原則として月1回、支部が管轄する区域に居住する外国人を対象として、生活上の法的手続及び権利義務に関する無料相談を行う。
- 2 無料相談は予約制とする。
- 3 相談者である外国人（以下「外国人相談者」という。）は、通訳が必要な場合は原則として外国人相談者自身で通訳の事前手配を行う。

(無料相談の窓口)

- 第3条 無料相談の窓口は、支部長とする。
- 2 支部長は、国際交流機関に対し、別に定める無料相談申込書の設置を依頼する。
- 3 支部長は、国際交流機関が受け付けた無料相談申込書をFAX又はE-mailにより支部長へ送付することを依頼する。

(外国人支援員名簿)

- 第4条 外国人からの相談等を受けることを希望する支部会員（以下「外国人支援員」という。）は、外国人支援員申込書（別紙様式1）を支部長に提出するものとする。
- 2 支部長は、相談内容に応じた無料相談を担当する行政書士（以下「担当行政書士」という。）を決定するため、外国人支援員名簿（別紙様式2）を作成する。

(任期)

- 第5条 外国人支援員の任期は、委嘱を受けた日から2回目の7月31日とする。
- 2 補欠又は増員により委嘱される外国人支援員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 外国人支援員は、任期が満了した場合においても後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(担当行政書士の決定)

- 第6条 支部長は、外国人相談者から無料相談の申込みがあった場合、副支部長と協議の上、外国人支援員の中から、取扱業務、事務所所在地等により担当行政書士2人を決定し、無料相談申込書の写しを送付する。

(職務)

第7条 担当行政書士は、外国人相談者の相談内容に対し、行政書士法に定められている業務の範囲において、説明及び助言を行うものとする。

(報告)

第8条 無料相談の報告は、外国人相談等終了報告書（別紙様式3）により、担当行政書士が支部長に対して行うものとする。

2 担当行政書士は、無料相談後に相談者から業務の依頼があった場合は、支部長に報告する。

(旅費及び日当)

第9条 無料相談を担当した行政書士に、支部旅費規程に定める旅費及び日当を支給する。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この要領は、平成29年 3月27日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月14日（理事会承認の日）から施行する。

別紙様式1

外国人支援員 申込書

令和 年 月 日

愛媛県行政書士会松山支部長 様

松山支部会員

事務所所在地

事務所名

登録番号

氏 名

⑩

電話番号

私は、第4条の外国人支援員として活動することを希望しますので申し込みます。

1 外国人関係業務経験年月

2 取り扱っている業務

3 使用できる外国語

4 申請取次行政書士（どちらかに○を付けてください。）

はい

いいえ

外国人相談等終了報告書

令和 年 月 日

愛媛県行政書士会松山支部長 様

報告者

氏名

⑩

外国人無料相談の終了について(報告)

このたび、外国人無料相談業務が終了しましたので、下記のとおり報告します。
記

相談日時		令和 年 月 日 ()
		時 分 ~ 時 分
相談者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
	国 籍	
相談内容		
処理内容		
相談担当者		()・()
通訳者		(なし・外国人相談者同伴) 氏名()